

令和3年4月12日

生徒の皆さんと
保護者の皆様へ

岡山県立倉敷工業高等学校
校長 安藤正道

学校において予防すべき感染症による出席停止について

平素から本校の学校保健活動に対しまして、御理解と御協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、学校は児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、次の感染症は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。御理解のうえ御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 学校において予防すべき感染症の種類について

学校保健安全法施行規則に定められており、出席停止の対象となる感染症（疑いを含む）は、次のとおりです。

| | 対象となる感染症（疑いを含む） |
|-----|--|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MARS コロナウイルス)、鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)、新型コロナウイルス感染症 |
| 第2種 | インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜炎、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157など)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 |

2 新型コロナウイルス感染症について

(1) 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は、次のとおりです。

- 1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- 2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- 3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- 4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）※岡山県は4月9日から「レベル2」です。

(2) 出席停止とする期間は、次のとおりです。

- 1) については、保健所等が指示する日まで
- 2) については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
- 3) 4) については、症状がみられなくなるまで

- (3) 上記(1) 1)～4)により学校を欠席する場合は、直ちに担任に御連絡ください。出席停止の期間は、欠席扱いになりませんので、治療に専念してください。感染拡大防止のため、出席停止の期間中は友人との接触を避けてください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安は、次のとおりです。
- 1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
 - 2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校をとりやめることが特に必要であると校長が認める場合
- (5) 提出書類について
- 上記(1) 1)～4)と上記(4) 1)については、症状が回復し登校を再開するときに、保護者の記入した「新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)に係る欠席連絡票」を持って登校し、担任に提出してください。
- 上記(4) 2)については、事前に担任に御相談いただき、場合に応じて「家庭学習願」の提出をお願いします。また、時差通学を希望される場合についても、事前に担任に御相談いただき、場合に応じて「時差通学願」の提出をお願いすることがございます。
- (6) その他
- お子様がPCR検査を受けられた場合、または受けられる予定の場合は、担任にお知らせください。御連絡いただきました内容につきましては、個人情報保護の観点から、本校で厳重に管理し、岡山県教育委員会以外に連絡することはございません。
- なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、今後の対応について見直す場合がありますことを申し添えます。

3 新型コロナウイルス感染症以外の感染症について

- (1) 医師の診断を受けたら、直ちに担任に御連絡ください。出席停止の期間は、欠席扱いになりませんので、治療に専念してください。感染拡大防止のため、出席停止の期間中は友人との接触を避けてください。
- (2) 提出書類について
- 1) インフルエンザについては、症状が回復し登校を再開するときに、保護者の記入した「インフルエンザ罹患報告書」を持って登校し、担任に提出してください。
【インフルエンザの出席停止期間の基準】
①～③を満たしたら、登校を再開することが可能です。
①発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
②解熱(平熱[37.5℃未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、2日(幼児にあたっては3日)を経過していること。
③①②の両方を満たしていること。
 - 2) それ以外の感染症については、医師の診断を受け、「治癒証明書」を持って登校し、担任に提出してください。

- 4 提出書類の書式は、学校ホームページの 治癒証明書 のページからダウンロードすることができます。郵送を希望される場合は担任に御連絡ください。